

8-09

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日
(あて先)
四日市市長

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由		種 別		標 識 番 号	四日市市
新 規	変 更	原動機付自転車	小型特殊自動車	納税義務発生 年 月 日	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 購 入 <input type="checkbox"/> 譲 受 け <input type="checkbox"/> 転 入 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用 者 <input type="checkbox"/> 住 所 <input type="checkbox"/> 標 識 番 号 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (50cc又は0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (90cc又は0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (125cc又は1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ()	旧 標 識 番 号	

納税(申告・報告)義務者	住 所 又は 所在地	※マンション・アパート名 部屋番号まで書いてください。			所有形態	1. 自己所有 5. その他 ()			2. 所有権留保	3. 商品車	4. リース車
	(フリガナ)氏名又は名称				主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ ()					
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号		車 名	型式及び年式	原 動 機 の 型 式 番 号				
	住 所 又は 所在地	□同上 ※マンション・アパート名 部屋番号まで書いてください。			車 台 番 号	型 式 認 定 番 号	総 排 気 量 又 は 定 格 出 力				
(フリガナ)氏名又は名称	□同上			長 さ	幅	最 高 速 度					
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号		販 売 証 明 書	上記 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車(特定原付を除く。)・ <input type="checkbox"/> 特定原付・ <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。 住所又は所在地 氏名又は名称 (個人の場合は自署) 電 話 番 号						
届 出 者	住 所 又は 所在地	□同上			令和 年 月 日						
	(フリガナ)氏名又は名称	□同上									
	電話番号										
届出者確認書類	運転免許証 ・ マイナンバーカード ・ 在留カード ・ その他 ()										
※添付書類確認 <input type="checkbox"/> 販売証明書 <input type="checkbox"/> 譲渡証明書+廃車受付(証明)書 <input type="checkbox"/> 石摺り <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()											
右摺添付欄											
※ 標識返納(他市・再交付)											有
※ 課税物件異動通知											No.

第三十三号の五様式(第十六条関係)

※の欄は記入しないでください

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書 記載要領

1. この申告書は、原動機付自転車、または小型特殊自動車1台ごとに作成してください。
2. 申告書の理由と種別は、該当事項の□をチェック(✓)してください。
3. 「長さ」、「幅」、及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入してください。
4. 他市町村から転入された場合は、前標識、または前市町村の廃車証明書が必要となります。
5. 届出者は、本人確認のための運転免許証等が必要となります。
6. 四日市市内に住民登録が無い方の登録は、住民登録地を確認できる書類(運転免許証のコピー等)と、市内に居住していることが確認できる書類(公共料金の引き落とし明細等)を添えて申請してください。

特定小型原動機付自転車について

1. 原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするもので、以下の要件全てに該当するものが特定小型原動機付自転車の対象車両となります。
 - ・原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること。
 - ・長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。
 - ・最高速度が20キロメートル毎時以下であること。
2. 申告時には、要件を満たすことがわかる資料や認定シールの写真等をご持参ください。

車両が無い場合でも、廃車手続きをされないと登録が残り、軽自動車税(種別割)が課税されますので、ご注意ください。